

平成30年3月28日

各講座・学科目、各センター、
各診療科、病院各部（室）センターの長 殿

教育研究推進センター長
船 越 洋

平成30年度 動物実験を実施する者（新規・更新）等に係る
教育訓練の実施について（お知らせ）

日頃より、当センターの運営に関しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程（平成19年旭医大達第15号）
第11条及び旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則（平成19年12月20日学
長裁定）第26条に定めるところにより、動物実験を実施する者（動物実験実施者）及び実験
動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者（飼養者）を対象
に教育訓練を実施することとしております。

また、同取扱細則第27条に定めるところにより、専門性の高い教育訓練を受けるよう努め
なければならないことから、継続して動物実験及び実験動物飼養に携わる動物実験実施者及び
飼養者に対しても、平成27年度から「必修」として義務付け、教育訓練を実施することが動
物実験委員会（平成26年3月25日開催）で審議・了承されております。

つきましては、貴講座等で受講を希望する者は、[別紙1](#)の受講要項をご確認いただき、受講
申込書（[別紙2](#)・[別紙3](#)）を4月17日（火）までに動物実験技術支援部門事務室（動物実験
施設棟2階）へ提出、又は事務局会計課前メールボックス（動物実験技術支援部門）への投函
をお願いします。

- （註1）更新の教育訓練対象者は、新規の教育訓練を受講していただいても構いません。
- （註2）教育訓練は、一般的な講演会等とは異なり、上述のとおり規程等で定められ
ている訓練ですので、**教育訓練開始時間までに入場**していただきますようお願いいた
します。なお、訓練途中での入退場はご遠慮願います。
- （註3）受講終了後、「教育訓練受講済登録申請書」（様式は、動物実験技術支援部門HP→
「各種申込書」からダウンロード）に必要な事項を記載し、申請いただければ、「登録
番号」を通知いたします。当該登録番号がない者は、動物実験実施者として認めら
れず、動物実験計画承認申請書及び実験動物購入依頼書の提出もできませんので、
ご留意願います。

何かご不明な点がございましたら、下記の担当までお問い合わせ願います。

【担当】教育研究推進センター 技術支援部
動物実験技術支援部門
砂田 進（内線2653）
E-mail : sunada@asahikawa-med.ac.jp